金融庁
Financial Services Agency

令和３年３月 31 日
金融庁

「特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について

１．パブリックコメントの結果

金融庁では、「特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」につきまして、令和３年２月１日（月）から同年３月３日（水）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、本件改正に関する特段の意見はございませんでした。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

２．改正の概要

企業会計基準委員会が策定・公表した企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（令和２年３月 31 日公表）を踏まえ、特定目的信託財産の計算に関する規則等について所要の改正を行うものです。

具体的な内容については（別紙）を御参照ください。

なお、行政手続法第 39 条第４項第８号で定める軽微な変更に該当する形式的な変更に係るものについては、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）を実施しておりません。

３．公布日等

本件の内閣府令は、本日付で公布・施行されます。

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）
企画市場局市場課（内線 3622、2644）

（別紙）　特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令